



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 公安委員会規則
 - *3 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - 242 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 2
 - 243 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課) 2
 - 244 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定
(") 3
 - 245 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 3
 - 246 " (") 4
 - 247 " (") 4
 - 248 " (") 4
 - 249 指定自立支援医療機関の変更 (") 4
 - 250 大規模小売店舗の店舗面積の届出 (商工振興課) 4
 - 251 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 5
 - 252 " (") 5
 - 253 農用地利用配分計画の認可 (") 6
 - 254 都市計画事業の事業計画の変更認可 (道路建設課) 6
 - 255 " (") 6
 - 256 廃川敷地の発生 (河川課) 6
- 選挙管理委員会告示
 - 27 平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第26号(衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨)の訂正 7
- 訓令
 - *1 和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令 (管財課) 7
 - *2 和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令 (公営企業課) 8
- 監査公表
 - 監査公表第9号 8

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月13日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則(昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「賞じゅつ金」の次に「等」を加える。

第13条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 許可等事務指導室の運用に関すること。

第13条の2を第13条の3とし、第13条の次に次の1条を加える。

第13条の2 生活安全企画課に、許可等事務指導室を附置する。

2 許可等事務指導室においては、許可等に係る事務及び指導（他の部課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第22条第8号及び第22条の2第1項中「捜査情報分析支援室」を「捜査情報分析支援センター」に改め、同条第2項中「捜査情報分析支援室」を「捜査情報分析支援センター」に改め、同項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 犯罪の捜査に必要な情報の収集、整理その他犯罪の捜査に必要な情報に関すること。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。ただし、第7条第4号の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第242号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年4月23日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年2月23日

2 名称

特定非営利活動法人みんなで、はーとtoわん

3 代表者の氏名

北山尋唯

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市南出島31番地の9

5 定款に記載された目的

この法人は、共生・相互扶助・生きがいの創造を理念とし、一般市民に対して、自然とのふれあいや文化や芸術を通して、共に生きる精神を育みながら心身の健康を高め、社会生活・家庭生活・人間関係に於いて、ゆとりある心で生きることを実践し、高齢者には介護支援・自立支援・生きがい創り支援、障害者には自立と就労支援、子ども達の幸せを願い青少年健全育成支援・子育て支援等を行い、又他のNPOや団体との交流や地域の活性化に取り組み、安全で住みよい町づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間

3071001071	医療法人仁清会	つくしの宿居宅介護支援事業所	橋本市清水字西栄270、字西栄271-1	居宅介護支援	平成27.3.1	平成33.2.28
3071601284	株式会社シルバーケアたから	ケアプランセンターよりそい	有田郡有田川町大字徳田176番地の4	居宅介護支援	平成27.3.1	平成33.2.28

和歌山県告示第244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071700714	株式会社瑞穂会	ヘルパーステーション瑞穂	紀の川市粉河775-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27.3.1	平成33.2.28
3011710153	医療法人大進会	阪口クリニック	紀の川市名手市場63	通所介護・介護予防通所介護	平成27.3.1	平成33.2.28
3071001089	医療法人仁清会	つくしの宿デイサービスセンター	橋本市清水字西栄270、字西栄271-1	通所介護・介護予防通所介護	平成27.3.1	平成33.2.28
3071300879	株式会社Ahaha	デイサービスあはは	伊都郡九度山町九度山766-132	通所介護・介護予防通所介護	平成27.3.1	平成33.2.28
3071700722	株式会社瑞穂会	デイサービスセンター瑞穂	紀の川市粉河775-1	通所介護・介護予防通所介護	平成27.3.1	平成33.2.28
3072000627	有限会社ヒューマンケアキタデ	フィットネスデイキタデRe	御坊市湯川町財部728-4	通所介護・介護予防通所介護	平成27.3.1	平成33.2.28
3072201407	合同会社CareCreation	みんなのデイサービスもくれん	田辺市上芳養973-1	通所介護・介護予防通所介護	平成27.3.1	平成33.2.28

和歌山県告示第245号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
タイコー堂薬局直川店	和歌山市直川954-1	井上龍介	平成27.3.1

和歌山県告示第246号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
有限会社フロムはーと	和歌山市六十谷887-4	訪問看護ステーションフロムはーと	平成 27. 3. 1

和歌山県告示第247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
日本調剤紀の川薬局	紀の川市打田1343-1	山内昭宏	平成 27. 3. 1

和歌山県告示第248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
TRYAD合同会社	東牟婁郡那智勝浦町宇久井1730-324	リハビリ訪問看護ステーションやたがらす	平成 27. 3. 1

和歌山県告示第249号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
調剤薬局コスモス	和歌山市十三番丁38番地	医療機関の所在地	和歌山市十三番丁40番地	和歌山市十三番丁38番地	平成 27. 2. 1

和歌山県告示第250号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により

公告する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット医大病院前店
和歌山県和歌山市紀三井寺字中浜840-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヒラマツ
代表取締役 有本隆男
和歌山県和歌山市新中通6丁目15番地
- 3 変更した年月日
平成26年7月14日
- 4 届出年月日
平成27年2月27日

和歌山県告示第251号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年3月2日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年3月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第21号	御坊市湯川町丸山字蛭ヶ崎108-1外2筆
平成26年度第22号	日高郡美浜町大字和田字鶴泊里704-3外1筆

和歌山県告示第252号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年3月2日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年3月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第23号	伊都郡かつらぎ町大字新城字工涌552-1外1筆
平成26年度第24号-1	橋本市高野口町大野字西之戸1257-1外4筆
平成26年度第24号-2	橋本市高野口町九重字河原谷121-1外4筆

和歌山県告示第253号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年3月2日に認可した。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第15号	海南市原野字横岩188外2筆

和歌山県告示第254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業3・5・12号市駅小倉線
- 3 事業施行期間
平成15年9月16日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

和歌山県告示第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
橋本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
高野口都市計画道路事業3・5・8号伏原田原線
- 3 事業施行期間
平成13年3月13日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

和歌山県告示第256号

河川工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部用地・管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 河川の名称 一級河川窪谷川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成27年3月13日
- 3 廃川敷地の位置 伊都郡かつらぎ町大字背ノ山字中島162番2地先、字中島162番1地先、字中島160番1地先、字中島160番6地先、字中島172番地先、字中島173番地先、字中島174番地先、字中島175番地先、大字窪字下川田392番3地先、字下川田394番1地先、字下川田395番1地先、字下川田408番2地先、字前田39番1地先、字西前378番1地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地3,247.71㎡

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第26号（衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

平成27年3月13日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第26号における収支報告書の要旨のうち、和歌山県第3区候補者二階俊博の第1回報告分の支出の欄中

「広告費	269,820円」を	「広告費	447,738円」に、
「今回計	4,894,214円」を	「今回計	5,072,132円」に、
「総計	4,894,214円」を	「総計	5,072,132円」に訂正し、第2回報告分の支出の欄中

「前回計	4,894,214円	を	「前回計	5,072,132円	に訂正する。
総計	5,293,747円」		総計	5,471,665円」	

訓 令

和歌山県訓令第1号

庁中一般
各かい
各地方機関

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令
和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（特例措置）

4 平成26年度分に係る財産現況報告書は、第37条の規定にかかわらず、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令第2号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令

和歌山県公営企業被服等貸与規程（平成17年和歌山県公営企業訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条第1項中「取扱い責任者」を「取扱責任者」に改める。

別表第1勤務する機関の項中「被服と」を「被服等」に改め、同表公営企業課の項中

作業服	1	24	を	作業服	2	24	に改め、
				ゴム長靴	1	24	

同表和歌山県工業用水道管理センターの項中「管保守理」を「保守管理」に改める。

別表第2公営企業課の項中

ゴム長靴 防寒服 雨合羽 ヘルメット	を	防寒服 雨合羽 ヘルメット	に改める。
-----------------------------	---	---------------------	-------

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第9号

平成26年12月4日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月13日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 井 出 益 弘
和歌山県監査委員 宇 治 田 栄 蔵

1 伊都振興局地域振興部

監査実施年月日 平成26年10月28日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
-----------	----------------

注意事項

(1) 会計事務において、次の不適正な事務が多く見られたことは誠に遺憾であり、適正に処理されたい。今後、決裁権者はもちろん、内部牽制を有効に機能させ、会計事務手続の点検をするとともに、厳正な執行に万全を期されたい。

ア 契約事務

(ア) 業務委託において、契約保証金の受入決定をせず、収納されていないにもかかわらず、契約を締結していた。

(イ) 簡易公開調達公告の説明書において、表題の業務名と調達業務の名称及び内容の業務名が異なっていた。

(ウ) 業務委託契約締結において、提出すべき書類が提出されていなかった。

イ 支出負担行為事務

手数料の支出負担行為において、決裁漏れがあった。

ウ 消耗品納品事務

消耗品の納品書に、平成21年1月5日付け第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知による当該発注所属の受付印及び担当者の個人印の押印がなされていなかった。

エ 旅行命令事務

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていた。

(イ) 直行の旅行命令にもかかわらず、勤務公署から旅行し、旅費額を過渡ししていた。

(2) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が昨年度に引き続き発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

注意事項

(1) 会計事務について、会計担当主幹から全所属に対し事務処理等の注意事項について通知を行い周知を図った。

また、全職員を対象に外出承認や旅行命令等の正しい認識や書類確認の徹底について、研修を行った。

ア 契約事務

(ア) 契約保証金の受入れについては、適正に処理するよう担当者に徹底した。

(イ) 簡易公開調達公告において、誤りがないか確認を徹底するよう注意喚起を行った。

(ウ) 業務委託契約締結において、提出書類を確認し、適正に処理するよう担当者に徹底した。

イ 支出負担行為事務

今後、決裁漏れがないよう担当者及び決裁権者に周知徹底した。

ウ 消耗品納品事務

消耗品の納品書について、適正に処理するよう周知徹底した。

エ 旅行命令事務

(ア) 旅費が発生するものについては、旅費の支払を行った。

(イ) 旅費の過渡し分については、収入調定を行い職員から返納済みである。

(2) 交通事故防止について、全職員を対象に研修を実施し、交通安全や車両の点検等適正な管理について、注意喚起を行った。

2 伊都振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成26年10月28日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成25年度末で約60万円となっており、前年度末に比し約12万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約633万円となっており、前年度末に比し約25万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 償還指導を継続的に実施した結果、平成26年12月末までに約8万円の納付があった。</p> <p>返還金が途切れることのないよう未納者への継続的な償還指導を実施していく。</p> <p>(2) 新規未収金の発生を防止するために、借主、連帯借受人、連帯保証人及び市町村担当者の同席面接を実施し、連帯債務の周知等、貸付申請時の審査を徹底し、無理のない貸付金額の指導を実施するとともに、償還開始時期の到来した借主には、文書や電話により指導を行った。</p> <p>滞納が3か月以上続いた場合、借主及び連帯保証人等に対する電話や訪問での督促や振興局での面接、償還計画の立て直し等の相談に加え、連帯保証人や連帯借受人へ文書や電話により協議及び督促を実施した。</p> <p>また、二人一組体制での訪問を行うとともに、償還強化月間を設け、集中的な償還指導に取り組んだ。</p> <p>今後も部内対策会議の開催や強化月間の設定を計</p>

<p>(3) 母子寡婦福祉対策資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約18万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。 今後も、未納者の生活状況を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 消耗品の資金前渡に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>画している。</p> <p>(3) 償還指導を継続的に実施した結果、平成26年12月末までに約2万2千円の納付があった。 引き続き未納者へ継続的な償還指導を実施していく。</p> <p>(4) 予備監査終了後は、納品書に受付印及び個人印を押印している。</p> <p>(5) 消耗品の資金前渡に係る支出負担行為については、出納機関に合議するよう担当者に徹底した。</p>
---	--

3 伊都振興局建設部

監査実施年月日 平成26年10月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成25年度末で約129万円となっており、前年度末に比し約39万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 陸上残土埋立処分委託契約において、委託業者決定の手続を行うことなく前年度分の処分を委託した業者と契約していた。また、契約締結の決裁が出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書が保存されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 公用車のリアウインドガラス破損に伴う入替修繕を1人の見積りにより随意契約で行っているが、2人以上の者から見積書を徴されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 未納者の現状をよく把握した上で、文書通知や電話による督促及び催告を組み合わせた滞納整理に努め、未収金の更なる削減を図るよう取り組んでいる。</p> <p>(2) 年度をまたぐ契約の延長が相手方の都合でできない場合において、新年度に新たに同内容の委託契約を締結する時には、改めて契約の決定についての手続を行い、また、その際には出納機関に合議を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知の遵守を職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めている。</p> <p>(4) 出張が旅行命令か外出承認かの区別について、周知徹底を行い、適正な事務処理に努めている。</p> <p>(5) 和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第109条を遵守し、適正な事務処理に努めている。</p>

4 和歌山県立紀北工業高等学校

監査実施年月日 平成26年10月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)について、決裁手続がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) PTA等学校関係団体から支援を受けた、教育活動のために使用する物品について、寄附採納等の手続をしていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅行命令誤りにより旅費支給額を誤っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)の決裁漏れについて、今後このようなことのないよう、複数の職員で再度見直しを行うなど所属内のチェック体制を整え、適正に処理を行うよう徹底を図った。</p> <p>(2) PTAから支援を受けた物品については、PTAと協議の上、採納手続を行うとともに、今後このようなことのないよう所属内のチェック体制を整え、適正に処理を行うよう徹底を図った。</p> <p>(3) 旅行命令の誤りについては、支給額の不足分の追給処理を行うとともに、今後このようなことのないよう所属内のチェック体制を整え、適正に処理を行うよう徹底を図った。</p>

5 和歌山県立紀北農芸高等学校

監査実施年月日 平成26年10月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 使用していない実習授業用物品(トラクタショベル)の有効活用を検討されたい。</p>	<p>注意事項 指摘のあった物品については、耐用年数を超え修理不能で廃棄されたものであるため、廃棄手続を行うとともに、所属内の物品の適正な管理について徹底を図った。</p> <p>検討事項 使用していないトラクタショベルについては、有効活用できるよう関係各機関に対し照会を行い、移管手続の調整を行っている。</p>

6 和歌山県立笠田高等学校

監査実施年月日 平成26年10月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅費の計算及び用務地の地点名称を誤り旅費支給額が不足していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 旅行命令の誤りについては、支給額の不足分の追給処理を行うとともに、今後このようなことのないよう所属内のチェック体制を整え、適正に処理を行うよう徹底を図った。</p>

7 有田振興局地域振興部

監査実施年月日 平成26年10月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、正規の勤務時間外の自家用車運転時間を含めて超過勤務命令をしていたので、適正に処理されたい。 (2) 平成23年7月1日付け監察第37号に基づく暴力団等排除条項が契約書に記載されていない事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 注意を受けた超過金額6,215円については、事務処理の上平成26年10月22日に該当職員から返納を受けた。 また、以後、十分注意するよう所属職員に周知した。 (2) 注意を受けた件については、通知の写しを配付し、以後、適正に処理するよう担当職員に指示した。 (3) 注意を受けた件については、事務処理の上旅費640円を過年度支出で平成26年10月10日に支払った。 また、以後、十分注意するよう所属職員に周知した。</p>

8 有田振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成26年10月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 生活保護費返還金の未収金については、平成25年度末で約1,295万円となっており、前年度末に比し約39万円増加している。 今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定によるものは比較的順調に返還されているが、同法第78条の規定による返還は相手の資力にかかわらず、不正受給の額を決定するため、その金額も多額となり未収金増加の要因となっている。 このため、被保護者に対しては返還金が生じないよう、収入があった場合等の申告義務の周知徹底に努めるとともに、不正受給防止のため、年2回の収入申告書の一斉徴収や課税調査等を実施している。 それでも返還金が生じた際には、生活状況を把握する中で、明らかに全額を一括返還できない場合は、履行延期の特約を行い分割納付を指導しているが、延期した履行期限が過ぎてもなお納付がない債</p>

(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約179万円となっており、前年度末に比し約9万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成25年度末で約81万円となっており、前年度末に比し約28万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(4) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(5) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていなかったため、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

(6) 保管していたつり銭用資金7万円が平成26年6月に盗難に遭い、被害届を出しているが現在も亡失した状況が続いている。

同資金については、再交付を受け現在は業務に支障のない状況となっているが、今後かかる事態が生じることのないよう、公金の保管及び管理について万全を期されたい。

(7) 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったため、平成21年1月5日付第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

務者には、電話や訪問による督促を行い、納入義務を再認識させるとともに、その納入指導に努めている。

その結果、平成26年12月末までに約20万円の納付があった。

なお、平成25年度には、過年度分の債務者2名が完納となったが、新たに3名が滞納となり、平成26年度への滞納繰越者は、23名となっている。

今後も未納者の状況を的確に把握しながら、公平性の観点からも引き続き償還指導を行っていく。

(2) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、滞納者の生活状況を把握するためにも電話や自宅訪問する等、償還指導に取り組んでいる。滞納については、早期の対応が重要であるため、督促状を発送してもなお未納の場合は、納期限後3か月経過すれば借主及び連帯保証人に対して文書通知し、双方に來所してもらおう等の方法により、償還を促している。

その結果、平成26年12月末までに約26万円の納付があった。

また、新たな滞納ケースの発生を防止するため、貸付に際しては厳正な審査を行うとともに、借主及び連帯保証人に対し面接を行い、貸付の趣旨及び連帯債務の説明を行うとともに、償還開始の時期が到来した借主に対しても、改めて認識ができるように、電話と文書で指導している。

(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、現在対象者が2名おり、返済計画に基づいて返済を行っている。返済が滞る際には自宅訪問、電話連絡及び文書通知により本人に対し返済を促している。

その結果、平成26年12月末までに1万4千円の納付があった。

また、返還金発生の未然防止のため、支給月の前月に町役場へ文書により、受給者の異動状況を照会及び確認するとともに、年1回、受給者に所得状況届と調査書を提出させている。

(4) 時間外に公用車を運転した職員には、必ず超過勤務として対応するよう周知徹底に努めている。

(5) 四半期に加え、前年度からの繰越時点の4月1日にも複数の職員による残高検査を行い、かつ検印するよう、徹底している。

(6) 盗難事件後は保健所棟への入室のための暗証番号変更の頻度を増やすことはもとより、公金の保管及び管理についても、金庫の暗証番号の漏洩対策（定期的な暗証番号変更及び操作盤が他の職員の目に触れないよう金庫設置場所を変更）や金庫保管物リストを作成し、始業時及び終業時に金庫保管物の確認をする等により強化を図っている。これらにより同様の事態が生じないよう万全を期している。

なお、盗難されたつり銭用資金については、平成26年10月に管理監督する立場の職員により補填され、亡失した状況については解消されている。

(7) 消耗品の納品に関しては細心の注意を払い、受取や検査においても立会者も含め複数人で適正に行い、書類上の誤りや漏れのないよう留意している。

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料(県公営住宅)の収入未済額は、平成25年度末で約548万円となっており、前年度末に比し約131万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 河川占用料の収入未済額は、平成25年度末で約22万円となっており、前年度末に比し約6万円増加している。 未納者の状況を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 放置船舶の除却工事に係る行政代執行に係る収入未済額は、平成25年度末で約333万円となっており、前年度末に比し約48万円増加している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 平成24年度分の河川占用料において、誤った収入調定により収納していたものがあつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 平成25年度道路占用料について、決裁済みの収入調定の一部削除を行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 高額滞納者については、法的措置の進められている。また、それに満たない者については本人及び連帯保証人に対し、出頭を要請し、滞納家賃支払の誓約をとるなど、引き続き適切な債権管理に努めている。 その結果、平成26年12月末までに約216万円の納付があつた。</p> <p>(2) 未納者4名のうち3名に係る未収金58,848円については、平成26年8月末までに完納された。残る1名に係る未収金については、督促を継続するとともに差押えの検討を進める。</p> <p>(3) 未納者2名のうち1名については、生活困窮のため執行停止の措置を行った。残り1名については、不動産の差押えを実施した結果、本人から納付の申出があり滞納額1,112,369円全額が納付された。</p> <p>(4) 現在、過誤納金の取扱いにおいて、還付手続と、手続を行う過程で相手方が請求権を放棄した場合について会計課と協議している。</p> <p>(5) 適正な事務処理を行うよう徹底している。</p>

10 紀中県税事務所

監査実施年月日 平成26年10月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は96.8%と前年度に比し0.5ポイント増加し、平成25年度末の収入未済額も約1億7,417万円と、約3,263万円減少している。 しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約88%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。 また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>個人県民税の税収確保に向け、市町との連携を強化するため、市町の状況把握に努め、必要と認める市町に併任派遣等の支援を実施することとしている。今年度は御坊市、有田川町及び印南町の3市町を重点支援市町として、併任派遣を実施することとし、既に3市町には3名ずつ派遣している。地方税法第48条に基づく直接徴収は10市町から大口困難案件等の引継ぎを受け実施している。 また、地域連携による徴収対策として、地域ブロック会議や研修会を実施し、徴収力の向上に努めている。 収入未済額の縮減については、県税事務所で策定した「平成26年度徴収対策」に基づき、滞納整理を効果的に実施するとともに、行動目標を設定し、進行管理を行い、収入未済額の縮減に取り組んでいる。 また、延滞金の収入未済についても滞納処分を実施し、収入未済額の縮減に努めている。</p>

11 和歌山県果樹試験場

監査実施年月日 平成26年10月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>生産物売払収入において、委託販売先であるありだ農業協同組合から販売代金を支払う旨の通知が平成24年度中に届いているにもかかわらず、収入調定事務を担当する農林水産総務課に対する調定依頼を速やかに行わず平成25年度収入としていたものがあつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>生産物売払収入については、販売代金通知書を受領した後、当該歳入の所属する年度を含め内容を確認し、速やかに収入調定を依頼するよう適正な事務処理を行っている。</p>

12 和歌山県立箕島高等学校

監査実施年月日 平成26年10月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていなかった。</p> <p>また、四半期ごとの残高価額の合計が記入されていなかったため、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、併せて適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>郵便切手類使用簿について、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理を行うとともに、複数人による四半期ごとの現物確認を行うよう職員に周知徹底を図った。</p>